

物 品 売 買 契 約 書

買 受 物 品	神戸市資源リサイクルセンターで選別、減容、圧縮、梱包されたペットボトルベール品
買 受 代 金	単価契約（1 kg 当たり〇円） （消費税及び地方消費税相当額を含む）
契約保証金	免除
引 取 場 所	仕様書のとおり
引 取 期 限	令和〇年〇月〇日から令和〇年〇月〇日

神戸市（以下「甲」という。）供給人（以下「乙」という。）との間に、関係法令、神戸市契約規則及び添付の条項によって、契約を締結する。

この契約の締結を証するため、甲と乙は、本電子契約書ファイルを作成し、それぞれで電子署名を行う。なお、本契約においては電子データである本電子契約書ファイルを原本として扱うものとし、同ファイルを印刷した文書はその控えとする。

契約締結日：_____

甲 神戸市中央区加納町 6 丁目 5 番 1 号
神戸市
代表者 神戸市長 久 元 喜 造

乙

物 品 売 買 契 約 条 文

(総則)

第1条 乙は、添付の仕様書に従い、甲が指定した引取日時に頭書の買受物品(以下「目的物」という。)を引き取らなければならない。

(権利譲渡等の禁止)

第2条 乙は、あらかじめ甲の書面による承諾を得ずに、この契約によって生ずる権利若しくは義務の全部又は一部を第三者に譲渡し、又は担保に供してはならない。ただし、本契約にもとづく権利については、あらかじめ、乙が、当該第三者に対して本項に定める譲渡制限特約の存在及び内容を書面により通知し、かつ、その書面の原本証明付写しを甲に交付した場合には、本項の違反を構成しない。

2 乙は、この契約の全部又は大部分を他人に履行させてはならない。

(契約保証金)

第3条 免除とする。

(成果物)

第4条 業務の履行により別途仕様書に定める有体物及び無体物(以下「成果物」という。)が作成されたときは、当該成果物に係る乙の著作権(著作権法第21条から第28条までに規定する権利をいう。)、所有権その他の権利(以下「著作権等」という。)は、仕様書に定める提出書類を除き、乙に帰属する。

2 乙は、前項に定める提出書類について、甲が必要に応じて当該提出書類の変更、切除その他の改変を行うことを了承するとともに、甲の行為に対し、著作者人格権を行使しない。

3 乙は、甲の書面による承諾なくして、成果物を目的外に利用し、又は第三者に提供し、若しくは利用させてはならない。第1項に定める提出書類は、契約期間等の終了の後又はこの契約が解除された後(以下「契約終了等の後」という。)においても、同様とする。

(特許権等の使用)

第5条 乙は、成果物の作成に特許権、著作権、実用新案権、意匠権、商標権その他日本国の法令に基づき保護される第三者の権利(以下「特許権等」という。)の対象となっている材料、製造方法等を使用するときは、その使用に関する一切の責任を負わなければならない。ただし、甲がその施工方法を指定した場合において、設計図書に特許権等の対象である旨の明示がなく、かつ、乙がその存在を知らなかったときは、甲は、乙がその使用に関して要した費用を負担しなければならない。

(引取り)

第6条 乙は、本市係員の指示に従い、目的物を引き取らなければならない。

2 乙の責めに帰すべき事由により所定の期限内に引き取らないため損害が生じたときは、乙において、一切その責を負うものとする。

3 乙は、市場価格の変動又は目的物の品質(ただし、リサイクルの目的を達成できない水準の品質の変化を除く)を理由に引取りを拒否し、又は頭書の単価(以下「単価」という。)及び引取重量を減じることとはできない。

(買受代金の納付及び精算方法)

第7条 買受代金の払込みは、四半期ごとの前払とし、四半期ごとの予定重量に単価を乗じた金

額（1円未満切捨て）を、甲が指定する期限までに、仕様書に定められた方法により納付すること。

- 2 精算は、四半期ごとに行うものとし、仕様書に定められた方法により決定した当該四半期の引取重量に単価を乗じた金額（1円未満切捨て）により前項で前払納付した金額との差額を精算する。

（甲の都合による契約の変更）

第8条 甲は、必要があると認めるときは、甲乙協議のうえ、書面をもって乙に通知し、契約内容の変更をすることができる。

- 2 前項の規定により契約内容を変更する場合においては、目的物の単価に基づいて、その契約金額を増減する。ただし、特別の理由があるときは、甲乙協議のうえ、これを定める。

（乙の請求による引取期限の延長）

第9条 乙は、天災その他自己の責に帰することができない理由により、甲が指定した引取期日に契約の目的物を引き取れる見込みがない場合は、甲に対し、引取期日の変更を求めることができる。

（契約内容変更の手続）

第10条 契約内容を変更した場合は、乙は、5営業日以内に変更契約書又は請書を提出しなければならない。

- 2 前項の規定にかかわらず、特に甲が必要がないと認めたときは、前項の手続を省略することができる。

（甲の解除権）

第11条 甲は、乙が仕様書に定める引取日時を過ぎて目的物を引取りしないとき又はその見込みがないときは、相当の期間を定めてその履行の催告をし、その期間内に履行がないときは、この契約を解除することができる。

- 2 甲は、乙が次の各号の一に該当するときは、何らの催告なしに契約を解除することができる。
 - (1) 乙又はその使用人が、本市係員の指示に従わず、職務の執行を妨げたとき。
 - (2) 契約の相手方として必要な資格が欠けたとき。
 - (3) 第2条第1項及び第2項に違反したとき、その他この契約に違反したとき。
 - (4) 前各号のほか、契約上の義務の履行をしないとき。
- 3 甲は、前項に定める場合を除くほか、やむを得ない事情があると認めるときは、契約を解除することができる。
- 4 甲は、前項の規定によりこの契約を解除したことにより乙に損害を及ぼしたときは、その損害を賠償しなければならない。

（乙の解除権）

第12条 乙は、次の各号の一に該当する理由があるときは、契約を解除することができる。

- (1) 第8条第1項による契約内容の変更により、契約金額が当初の3分の2以上減少することとなるとき。
- (2) 第8条第1項による契約内容の変更により、契約履行の中止日数が、当初の契約期間の3分の1以上となるとき。

（解除に伴う措置）

第13条 甲は、第11条及び第12条並びに第16条乃至第19条の規定に基づき契約を解除した場合、

その時点における買受代金を確定し、それまでの履行の割合に応じて精算するものとする。

- 2 前項の精算において、不足額を甲に支払う場合は、甲の発行する納入通知書により甲の指定する期限までに納入しなければならない。

（個人情報の保護）

第14条 乙は、個人情報（個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第2条第1項に規定する個人情報をいう。）及び個人情報以外の秘密に係る情報その他甲が指定する情報（以下「個人情報等」という。）の保護の重要性を認識し、契約の履行に当たって、個人情報等を取り扱う際には、個人その他のものの権利利益を侵害することのないように努めなければならない。

- 2 乙は、契約の履行に当たって知り得た個人情報等を正当な理由なく他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない。
- 3 乙は、その使用する者が、在職中及び退職後において、契約の履行を処理するに当たって知り得た個人情報等を正当な理由なく他人に知らせ、又は不当な目的に使用することのないように必要な措置を講じなければならない。
- 4 乙は、契約の履行に当たって知りえた個人情報等その他の情報を、甲の書面による承諾を得ることなく目的外に使用し、又は第三者に提供し、若しくは利用させてはならない。
- 5 前3項の規定は、契約終了等の後においても、同様とする。
- 6 乙は、契約の履行に係る個人情報等の漏えい、滅失又は改ざんの防止その他の個人情報等の適正な管理のために必要な措置を講じなければならない。
- 7 乙は、甲から貸与された文書等を甲の書面による承諾を得ることなく複写し、又は複製をしてはならない。
- 8 乙は、前各項に違反する事態が生じ、又は生ずるおそれのあることを知ったときは、直ちに甲に報告し、甲の指示に従わなければならない。契約終了等の後においても、同様とする。
- 9 甲は、乙が契約の履行に当たって取り扱っている個人情報等の取扱状況について、必要があると認めるときは、乙に対して報告を求め、又はその検査をすることができる。
- 10 乙は、甲から前項の指示があったときは、速やかにこれに従わなければならない。
- 11 乙は、契約の履行に当たって個人情報等を収集するときは、契約の履行のために必要な範囲内で、適法かつ公正な手段により収集しなければならない。

（情報セキュリティポリシー等の遵守）

第15条 乙は、この契約の内容がネットワーク又は情報システムの開発、保守又はデータ処理その他情報処理に係る業務（以下「情報処理業務」という。）であるときは、この契約の履行に関し、神戸市情報セキュリティポリシーに定める事項を遵守しなければならない。

- 2 乙は、この契約の内容が特定個人情報（神戸市個人情報保護条例（平成9年10月神戸市条例第40号）第2条第2号に規定する特定個人情報をいう。）を取り扱う業務又は情報処理業務であるときは、この契約の履行に関し、情報セキュリティ遵守特記事項に記載された事項を遵守しなければならない。

（談合その他の不正行為に対する措置）

第16条 乙は、この契約に関して次の各号の一に該当したときは、甲の請求に基づき、損害の発生が認められる場合には、違約罰として、納付済金額と未納付の契約満了日までの期間の予定重量に単価を乗じた金額（1円未満切捨て）を加算した額（以下「基礎額」という。）の10分の1に相当する額を甲の指定する期間内に支払わなければならない。この契約の履行が完了した後においても、同様とする。ただし、契約締結後、頭書の買受代金（単価契約の金額）を変更した場合は、変更契約日以降については、変更後の買受代金（単価契約の金額）により計算する

ものとする（以降この条文において同じ）。

- (1) 乙が私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）第3条の規定に違反し、又は乙が構成事業者である事業者団体が同法第8条第1号の規定に違反したことにより、公正取引委員会の乙に対する同法第7条若しくは第8条の2の規定に基づく排除措置命令（以下「排除措置命令」という。）又は同法第7条の2第1項（同法第8条の3において準用する場合を含む。）の規定に基づく課徴金の納付命令（以下「納付命令」という。）が確定したとき（確定した納付命令が同法第63条第2項の規定により取り消されたときを含む。）。
 - (2) 前号に掲げるもののほか、確定した排除措置命令又は納付命令（独占禁止法第63条第2項の規定により取り消されたものを含む。次号において同じ。）により、乙が、この契約について独占禁止法第3条又は第8条第1号の規定に違反する行為があったとされたとき。
 - (3) 確定した排除措置命令又は納付命令により、乙に独占禁止法第3条又は第8条第1号の規定に違反する行為があったとされた期間及び当該行為の対象となった取引分野が示された場合（この契約が示された場合を除く。）において、当該期間にこの契約の入札（見積書の提出を含む。）が行われたものであり、かつ、この契約が当該取引分野に該当するものであるとき。
 - (4) 乙（乙が法人の場合にあつては、その役員又は代理人、使用人その他の従業者）に対し、刑法（明治40年法律第45号）第96条の6又は独占禁止法第89条第1項若しくは第95条第1項第1号に規定する刑が確定したとき。
 - (5) 乙（乙が法人の場合にあつては、その役員又は代理人、使用人その他の従業者）に対し、刑法第198条に規定する刑が確定したとき。
 - (6) その他乙が前各号に規定する違法な行為をしたことが明白となったとき。
- 2 乙は、甲が必要があると認めて請求をしたときは、乙がこの契約に関して前項第1号から第5号までのいずれかに該当する旨の報告書又はこれらの規定のいずれにも該当しない旨の誓約書を甲に提出しなければならない。
- 3 乙は、この契約に関して第1項の各号の一に該当し、かつ、次の各号の一に該当したときは、甲の請求に基づき、損害の発生の有無に関わらず、違約罰として、第1項に規定する基礎額の10分の1に相当する額のほか、当該基礎額の100分の5に相当する額を甲の指定する期間内に支払わなければならない。この契約の履行が完了した後においても同様とする。
- (1) 第1項第1号に規定する確定した命令について、独占禁止法第7条の3第1項の規定の適用があるとき。
 - (2) 乙が甲に前項の誓約書を提出しているとき。
- 4 乙が第1項及び第3項の額を甲の指定する期間内に支払わないときは、乙は、当該期間を経過した日から支払をする日までの日数に応じ、年5パーセントの割合で計算した額の延滞利息を甲に支払わなければならない。
- 5 第1項又は第3項に規定する場合においては、甲は、何らの催告なしに契約を解除することができる。
- 6 前各項の規定は、甲の乙に対する損害賠償請求を妨げるものではない。

（暴力団等の排除に関する措置）

第17条 甲は、乙が次の各号のいずれにも該当しないことを確認するため、兵庫県警察本部長（以下「本部長」という。）に対して照会を行うことができる。乙は、甲の求めに応じて、照会にあたって必要となる事項について情報を提供しなければならない。

- (1) 乙について、暴力団員（暴力団員による不当な行為の禁止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）が、役員として又は実質的に、経営に関与していること。

- (2) 暴力団員を、相当の責任の地位にある者（役員以外で業務に関し監督責任を有する使用人）として使用し、又は代理人として選任していること。
- (3) 乙又はその役員その他経営に実質的に関与している者、若しくは相当の責任の地位にある者等（以下「役員等」という。）が、自己、自己が経営する法人等、自己が所属する法人等又は第三者の利益を図るため、又は第三者に損害を与えるために、暴力団（暴力団員による不当な行為の禁止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）の威力を利用していること。
- (4) 乙又はその役員等が、暴力団又は暴力団員（以下「暴力団等」という。）に金銭的な援助を行い、その他経済的な便宜を図っていること。
- (5) 乙又はその役員等が、暴力団等に関係する事業者であることを知りながら、当該事業者と契約の一部を履行させ、その他当該事業者を利用していること。
- (6) 乙又はその役員等が、暴力団等と社会的に非難されるべき関係を有していること。
- 2 甲は、本部長からの回答又は通報（以下「回答等」という。）に基づき、乙が前各号の一に該当する事実が明らかになったときは、何らの催告なしに契約を解除することができる。
- 3 前項の規定に基づき契約を解除した場合、乙は、甲の指定する期間内に基礎額の10分の1に相当する額を、損害の発生が認められる場合には、違約金として甲に支払わなければならない。
- 4 乙が第1項各号の一に該当する旨の回答等を本部長から受けた場合、神戸市契約事務等から暴力団等を排除するため、甲は、その回答等の内容について、外郭団体等を含む甲の関係部局と情報を共有することができる。
- 5 乙が第3項の額を甲の指定する期間内に支払わないときは、乙は、当該期間を経過した日から支払をする日までの日数に応じ、年5パーセントの割合で計算した額の延滞利息を甲に支払わなければならない。
- 6 前各項の規定は、甲の乙に対する損害賠償請求を妨げるものではない。

（適正な賃金の支払に関する措置）

- 第18条** 甲は、乙が雇用する労働者に対する賃金の支払について、乙が最低賃金法（昭和34年法律第137号）第4条第1項の規定に違反したとして、検察官に送致されたときは、何らの催告なしに契約を解除することができる。
- 2 前項の規定に基づき契約を解除した場合、乙は、甲の指定する期間内に基礎額の10分の1に相当する額を、損害の発生の有無に関わらず、違約金として甲に支払わなければならない。
 - 3 乙が前項の額を甲の指定する期間内に支払わないときは、乙は、当該期間を経過した日から支払をする日までの日数に応じ、年5パーセントの割合で計算した額の延滞利息を甲に支払わなければならない。
 - 4 前各項の規定は、甲の乙に対する損害賠償請求を妨げるものではない。

（乙の社会保険加入義務）

- 第19条** 乙は、次の各号に掲げる届出をしていなければならない。ただし、当該届出の義務がない者を除く。
- (1) 健康保険法（大正11年法律第70号）第48条の規定による届出
 - (2) 厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）第27条の規定による届出
 - (3) 雇用保険法（昭和49年法律第116号）第7条の規定による届出
- 2 甲は、乙が前項各号に掲げる届出をしていないときは、何らの催告なしに契約を解除することができる。
 - 3 乙が第1項各号に掲げる届出をしていない場合で、甲の指定する期間内に乙が第1項各号に掲げる届出をし、当該事実を確認することのできる書類を、乙が甲に提出しないときは、乙は、甲の指定する期間内に基礎額の10分の1に相当する額を、損害の発生の有無に関わらず、違約

罰として甲に支払わなければならない。ただし、乙と契約しなければ業務の履行が困難となる場合その他の特別の事情があると甲が認める場合を除く。

- 4 乙が前項の額を甲の指定する期間内に支払わないときは、乙は、当該期間を経過した日から支払をする日までの日数に応じ、年5パーセントの割合で計算した額の延滞利息を甲に支払わなければならない。
- 5 前各項の規定は、甲の乙に対する損害賠償請求を妨げるものではない。

(損害賠償)

- 第20条** 甲又は乙が契約上の義務の履行をしないとき又は義務の履行ができないときは、甲又は乙は、相手方に対し、これによって生じた損害の賠償を請求することができる。ただし、相手方の責めに帰することができない事由によるものであるときは、この限りでない。
- 2 第1項の損害賠償金を乙が支払う場合は、甲の発行する納入通知書により甲の指定する期限までに納入しなければならない。

(違約罰、延滞利息等)

- 第21条** 第16条第1項及び第3項、第17条第3項、第18条第2項並びに第19条第3項の規定による違約罰は、前条第1項の規定による損害賠償額の予定又はその一部には含まれない。
- 2 甲は、第16条第1項、第3項及び第4項、第17条第3項及び第5項、第18条第2項及び第3項並びに第19条第3項及び第4項に規定する違約罰又は延滞利息を徴収できる。この場合においては、甲の発行する納入通知書により甲の指定する期限までに納入しなければならない。

(専属的合意管轄その他雑則)

- 第22条** この契約又はこの契約に関連して生じた紛争については、甲の所在地を管轄する裁判所を専属的合意管轄裁判所とする。
- 2 この契約の履行に関して甲乙間で用いる言語は、日本語とする。
 - 3 この契約に定める金銭の支払に用いる通貨は、日本円とする。
 - 4 この契約の履行に関して甲乙間で用いる計量単位は、設計図書に特別の定めがある場合を除き、計量法（平成4年法律第51号）に定めるものとする。
 - 5 この契約の手続において使用する日時は、日本国の標準時を用いるものとする。
 - 6 この契約における期間の定めについては、民法及び商法（明治32年法律第48号）の定めるところによるものとする。
 - 7 この契約は、日本国の法令に準拠するものとする。

(印紙税)

- 第23条** 印紙貼付の要否及び額は、乙の責任において確認しなければならない。

(業者調査への協力)

- 第24条** 甲は、必要があると認めた場合は、乙に対し、地方自治法（昭和22年法律第67号）第221条第2項の規定に基づく契契約の処理の状況に関する調査への協力を要請することができる。この場合、乙は、特別な理由がない限り、要請に応じるものとする。

(紛争の解決等)

- 第25条** この契約について、甲と乙との間に紛争を生じたとき、又はこの契約書に定めのない事項については、関係法令及び神戸市契約規則（昭和39年3月規則第120号）等によるほか、必要に応じて甲乙協議のうえ定めるものとする。